

(介 140)

平成 30 年 10 月 10 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦

平成 30 年北海道胆振東部地震に対し社会福祉法人が寄付金（義援金）を
支出することについての特例について

今般の平成 30 年北海道胆振東部地震につきましては、その被害が極めて甚大であることに鑑み、社会福祉法人による当該災害に係る寄付金（義援金）の支出については、東日本大震災時の対応と同様に、特例的に以下の要件を満たすことを条件に支出を可能とする旨の事務連絡が厚労省より各都道府県等行政宛てに発出されましたのでご連絡申し上げます。

【要件を満たす条件について】

当該法人の所轄庁と以下の条件について事前に協議すること。

- ①当該法人の運営に支障を及ぼすような金額ではないこと。
- ②当該法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと。
- ③法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へご周知賜りたくよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・平成 30 年北海道胆振東部地震に対し社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについての特例について

(平 30. 10. 5 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課)



事 務 連 絡
平成 30 年 10 月 5 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

平成 30 年北海道胆振東部地震に対し
社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについての特例について

社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム、特定施設、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の介護報酬については、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成 12 年 3 月 10 日付け老発第 188 号厚生労働省老人保健福祉局長通知）において、資金の運用が取扱われているところです。

しかしながら、今般の平成 30 年北海道胆振東部地震について、その被害が極めて甚大であることに鑑み、当該災害に係る寄付金（義援金）の支出については、「東日本大震災に対し社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについての特例について」（平成 23 年 4 月 28 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡。別紙参照。）と同様の取扱いを可能とします。

つきましては、管内市町村及び社会福祉法人への周知を徹底して頂きますよう、よろしくお願いいたします。

事務連絡

平成23年4月28日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

東日本大震災に対し社会福祉法人が寄付金（義援金）を
支出することについての特例について

社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム、特定施設、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の介護報酬については、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日付け老発第188号厚生労働省老人保健福祉局長通知）において、資金の運用が取扱われているところです。

しかしながら、このたびの東日本大震災は、その被害が極めて甚大であることに鑑み、東日本大震災に係る寄付金（義援金）の支出については、特例的に以下の要件を満たすことを条件に支出を可能とする取扱いとします。

つきましては、管下市町村及び社会福祉法人に周知を図るようよろしくお願いします。

記

要件を満たす条件について

当該法人の所轄庁と以下の条件について事前に協議すること。

- ① 当該法人の運営に支障を及ぼすような金額ではないこと。
- ② 当該法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと。
- ③ 法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと。

問い合わせ先

厚生労働省老健局高齢者支援課

企画法令係（内線3971）

03-5253-1111